

資料編

資料 1 4 計画の策定経過等

1 竹原市環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	職 名	備 考
学識経験を有する者	中坪 孝之	広島大学大学院 統合生命科学 学研究科	教授	
関係行政機関の職員	安藤 正史	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	課長	
各種団体の関係者	栄谷 繁清	竹原市自治会連合会	副会長	
	竹下 純子	竹原市女性連絡協議会	会長	
	岩崎 雅吉	竹原市公衆衛生推進協議会	会長	
	山本 友絵	竹原市社会福祉協議会	次長	
	中野 和彦	竹原商工会議所	専務理事	
	寄能 雅敏	三原農業協同組合	竹原営農センター センター長	
	宮林 豊	一般社団法人広島県栽培漁業 協会	理事長	
	神田 香奈子	京果園 神田		

〔注〕本計画答申時（令和3年8月）の委員名を記載した。

2 諮問書

竹市生第 42 号
令和2年7月28日

竹原市環境審議会会長 様

竹原市長 今榮 敏彦

第二次竹原市環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、竹原市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

本市では、平成22年3月に竹原市環境基本計画を策定し、望ましい環境像を「山、川、海、自然と調和した美しい文化の町たけはら」と定め、この実現に向け取組を進めてきました。

一方、人口減少や高齢化による社会構造の変化、平成30年7月豪雨災害を契機とした災害に伴う環境リスクへの対応等、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの課題への対応を含め、地球温暖化対策、プラスチックごみ対策、生物多様性等の環境問題への一層の取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の今後の環境政策のあり方やめざすべき方向を定め、その実現にむけて取り組むため、次期環境基本計画の策定が必要であると考えています。

ついては、次期環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

3 答申書

令和3年8月27日

竹原市長 今榮 敏彦 様

竹原市環境審議会
会長 中坪 孝之

第二次竹原市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年7月28日付け竹市生第42号をもって当審議会に対してなされた「第二次竹原市環境基本計画の策定について（諮問）」については、当審議会で慎重な審議を重ねてきた結果、次のとおり答申します。

わたしたちのまち竹原市は、安芸の小京都といわれる風光明媚で自然豊かなまちとして個性ある文化を創り出してきました。しかし、近年、わたしたちをとりまく環境はめまぐるしく変化しており、記録的な猛暑や集中豪雨等の異常気象、大地震等の自然災害、地球規模での温暖化問題など環境に関する問題は多岐にわたっています。

竹原市の持つ海、川、山、空の豊かな自然を良好な状態で次世代に引き継いでいくためには、市民全員で意識を高め、自発的に行動し、環境保全に向けて取り組んでいく必要があります。

諮問されました第二次竹原市環境基本計画は、持続可能な社会の実現を目指し、市民一人一人が積極的に環境の保全に取り組んでいく上での指針となるものです。本計画の推進に当たりましては、特に次の点に配慮されるよう申し添えます。

意見

- 1 第2次竹原市環境基本計画について、市民・事業者へ十分周知を図り、協力を得られるよう努めてください。
- 2 市民が身近に取り組めるごみの減量、リサイクルの方法の周知や施策の実施に努めてください。
- 3 環境の監視に努め、毎年度発行している「たけはらの環境」により、環境監視結果及び計画目標達成のための進行管理の公表を行い、計画の進捗状況の周知・啓発に努めてください。
- 4 近年、マイクロプラスチック問題をはじめ、海洋の環境に対する関心が高まっています。竹原市は瀬戸内海に面しており、この豊かな里海を守るために海岸清掃等の活動だけでなく、海につながる河川の保全活動にも取り組まれるよう期待します。
- 5 竹原の未来を担う子どもたちのために、環境学習教材や環境関連施設への見学等の充実を図り、環境への思いやりを持った子どもが育つ環境整備に努めてください。

答申の様子



竹原市環境審議会

会長	中坪	孝之
副会長	栄谷	繁清
委員	安藤	正史
〃	竹下	純子
〃	岩崎	雅吉
〃	山本	友絵
〃	中野	和彦
〃	寄能	雅敏
〃	宮林	豊
〃	神田	香奈子

資料 15 竹原市環境基本計画パブリックコメントの結果

1 パブリックコメントの実施方法

竹原市環境基本計画の策定に当たって、市民等の意見を募集し、実効性の高い計画策定に活かすため、パブリックコメントを実施しました。

■計画（素案）の公表の方法

竹原市のホームページに計画（素案）を掲載するとともに、竹原市役所1階ロビー及び支所・出張所で閲覧できるようにしました。

■意見提出期間

令和3年5月24日（月）～令和3年6月25日（金）（郵送の場合は、当日消印まで有効）

■意見を提出できる人

市内に在住、勤務、在学している人

■意見の提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、又は市のホームページからダウンロード）に住所、氏名、電話番号を記入し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかで市民課に提出。

2 提出された意見の概要及びそれに対する竹原市の見解

意見は 1 名の市民の方から提出されました。述べられた意見の概要と、それらに対する竹原市の見解は次のとおりです。

No.	意見の概要	竹原市の見解
1	事業者からの騒音に悩まされているが、「環境施策の展開」の中に当該事業者に対する騒音対策が含まれていない。	環境基本計画という性質上、環境保全に関する基本的な事項の記述にとどめています。 騒音問題など個別の事項に関する苦情・相談については、関係法令に基づき適切に対応していきます。

※ ご意見のうち、内容について原文を一部要約して掲載しています。

資料 1 6 竹原市環境基本条例

○竹原市環境基本条例

平成 19 年 12 月 21 日

条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本方針等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策等（第 10 条—第 23 条）

第 4 章 竹原市環境審議会（第 24 条—第 26 条）

第 5 章 雑則（第 27 条）

附則

わたしたちのまち竹原市は、瀬戸内の美しい海と緑あふれる山々に抱かれ、まちの中央を流れる賀茂川の自然の育みと海の恵みによって栄え、安芸の小京都といわれる風光明媚で自然豊かなまちとして個性ある文化を創り出してきた。

しかし、近年、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済活動や生活様式が定着する中で、廃棄物の増大、生活排水による水質汚濁、地下水のくみ上げによる地盤沈下など、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元能力を超え、地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

恵み豊かな環境の下で、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、わたしたちは、この環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

わたしたちは、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を深く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、すべての人々が相互に協力しあって、積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。

ここにわたしたちは、竹原市に集うすべての人々の参加と協力により、水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り、これを継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民がその環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に対する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴つて生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するよう努めること。

(3) 製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の役割)

第7条 通勤、通学、観光旅行等により本市に滞在する者は、前条の規定に準じて環境の保全に努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 自然と調和した潤いと安らぎある良好な都市景観を形成すること。

(4) 文化財、歴史的建造物その他の文化的構成要素の保全及び活用を図ること。

(5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。

(6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに資源の有効利用を促進すること。

(7) 地球環境の保全を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ竹原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講じるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全に関する施策の推進のため、必要かつ適正な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全を図るための公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第 16 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 18 条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 19 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援の措置を講じるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 20 条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 4 章 竹原市環境審議会

(設置)

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、竹原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全に関する事項

2 審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、11 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(竹原市環境審議会設置条例の廃止)

2 竹原市環境審議会設置条例（昭和 48 年竹原市条例第 57 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例第 1 条の規定により設置された竹原市環境審議会（以下「旧審議会」という。）は、第 24 条の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に、第 26 条第 2 項の規定により審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、旧条例第 4 条の規定による旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

資料 17 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る「環境基準」が定められています。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されています。

また、地下水について「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定されていて、基準値は「人の健康の保護に関する環境基準」と同じです。

1 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	人の健康の保護に関する環境基準値	地下水の水質汚濁に係る環境基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下

2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100m ℓ以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100m ℓ以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマ、イワ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道2, 3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

[注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用並びに水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下

2 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000 MPN/100mℓ以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/ℓ以下

3 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下であること。

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

なお、環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

ア) 一般地域

地域の 類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A	55デシベル以下	45デシベル以下
B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

イ) 道路に面する地域

地域の 類型	車線	基準値	
		昼間	夜間
A	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	1車線以上		

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

5 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項目	大気	水質及び水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質：1pg-TEQ/l以下 底質：150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

資料 18 環境用語の説明

あ 行

■悪臭防止法

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の2通りの方法がある。それらが悪臭として環境に支障を与えない程度となるよう事業場の敷地境界、排出口からの排出量、排出水中の濃度・臭気指数を規制している。違反があれば改善勧告、改善命令を受け、従わない場合には罰則が適用される。

■硫黄酸化物

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄（ SO_2 ）と三酸化硫黄（ SO_3 ）があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は、刺激性の強いガスで、臭いを感じ、目に刺激を与え、呼吸機能に影響を及ぼす。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

■エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。

■エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。停車時のアイドリングストップや発進時のふんわりアクセル、車間距離を適切に保ち急ブレーキを防ぐ、不要な荷物を降ろすなどの方法がある。

■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾン

は生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少しているオゾンホールが観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

か 行

■外来生物

もともとその地域にいなかった生物が国内外等から人為的に持ち込まれ、本来の分布を越えて生息又は生育している生物。

■化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。CODが高いほど有機物が多い。

■合併処理浄化槽

し尿と生活排水（風呂、台所等の排水）をまとめて処理する浄化槽でし尿のみを処理する単独浄化槽と比較して河川等への環境負荷が少ない。

■環境基準

環境基本法第16条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に努めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

■環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、水銀、アルキル水銀と化学技術の進歩で人工的に作り出されたPCBのほかトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物など26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質である。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目がチカチカしたり、喉を痛くさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

■COOL CHOICE (クールチョイス)

温室効果ガスの排出削減のために、低炭素型の製品への買換えやサービスの利用など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

さ 行

■3R (サンアール)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方にに基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分—と定めている。3Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4R」、さらに「リペア(Repair=修理して使う)」を加えて「5R」という場合もある。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならない。

■自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

■持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記

載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

■循環型社会

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000 年に制定された「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会を、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

■新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、バイオマス燃料製造、バイオマス発電、地熱発電、太陽熱利用、太陽光発電、風力発電等がある。

■振動規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出すること等の措置が定められている。

■水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

■水洗化率

下水処理人口（下水道を使用することができる区域の人口）に対する水洗化人口（実際に下水道に接続している人口）の割合をいう。

■水素自動車

従来のガソリン燃料を使用せず、水素と酸素を動力源とする自動車で、排出されるのは水蒸気のみであるため、環境負荷が少ない次世代自動車として注目されている。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛の 10 項目あり、基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に適用した類型によって項目ごとに定められている。

■生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。BODが高いほど有機物が多く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

■騒音規制法

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあつて著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。

た 行

■ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、廃棄物焼却等の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。また、無過失であっても健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任（無過失責任）を定めることにより被害者の保護を図ることも規定している。

■大腸菌群数

大腸菌とは、乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものである。

■地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15℃に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。

る。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

■地産地消

地域で生産された食べ物（農林水産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。近年は生産物の輸送に係るCO₂の排出削減の観点からも注目されている。

■窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）などをいう。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源は自動車、ボイラー、家庭暖房など広範囲にわたっている。

■TEQ

Toxic Equivalent の略。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値という。

■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。

■土壤汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壤中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壤の汚染という。

土壤汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

■土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

な 行

■二酸化硫黄（SO₂）

不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。

■二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素（NO）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。近年ではハイブリッド自動車の販売台数が増加し、このタイプの乗用車を見かけることも多くなっている。

■バイオディーゼル燃料

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。不純物除去の前処理をした廃食用油を原料として製造し、軽油代替燃料として使う。大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結びついていることに特徴がある。

■浮遊物質（SS：Suspended Solids）

水中を浮遊する物質の量。1リットルの水をろ過して残る物質の量で水の濁りの程度を表す。

■浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が10 μ m（10マイクロメートル=10万分の1m）以下の粒子をいう。10 μ m以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

■フロン排出抑制法

正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。

フロン回収・破壊法（旧法）が平成25年6月に改正され平成27年4月から施行された法律。旧法におけるフロン回収・破壊に加え、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策のための法律となっている。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

■文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の6分野が文化財として定義されている。

有形文化財：建造物・絵画・彫刻・古文書・考古資料などの歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化財。

無形文化財：歌舞伎・能楽・文楽等の芸能、陶芸・染色等の工芸技術などの歴史上、芸術上価値の高い無形の文化財。

民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋など国民生活の推移の理解に不可欠なもの。

記念物：貝塚・古墳・城跡等の遺跡、庭園・峡谷・海浜等の名勝地及び動物・植物・地質・鉱物等のうち、歴史上、学術上、芸術上又は鑑賞上価値の高いものの総称。

文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

伝統的建造物群：宿場町・城下町・農漁村等周囲の環境と一体となって歴史的趣きを形成している集落や町並みで価値の高いもの。

や 行

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

■溶存酸素（DO : Dissolved Oxygen）

水の自浄作用（有機物を酸化し、安定な形とすること等）や水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量である。一般に数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

■ 類型指定（類型あてはめ）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することをいう。

■ レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。IUCNから発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、もっとも危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとってRDBと略称される。また、作成者を表すため環境省版RDB、都道府県版RDBなどと言われることが多い。

■ レッドデータブックカテゴリー

絶滅のおそれのある種のリスト（レッドリスト）あるいはそれを掲載した「レッドデータブック」を作成する際に、種ごとの危険性のランクづけに採用される基準。絶滅危惧種カテゴリーともいわれる。各カテゴリーの名称は、

- ・ 絶滅（Extinct; EX）
- ・ 野生絶滅（Extinct in the Wild; EW）
- ・ 絶滅危惧 I 類（CR+EN）
- ・ 一絶滅危惧 IA 類（Critically Endangered; CR）
- ・ 一絶滅危惧 IB 類（Endangered; EN）
- ・ 絶滅危惧 II 類（Vulnerable; VU）
- ・ 準絶滅危惧（Near Threatened; NT）
- ・ 情報不足（Data Deficient; DD）
- ・ 附属資料：絶滅のおそれのある地域個体群（Local Population; LP）

なお、絶滅危惧 I 類のうち、数値基準によりさらに評価が可能な種については絶滅危惧 IA 類（CR）及び IB 類（EN）に区分することとしている。また、上記のうち CR, EN, VU を“絶滅のおそれのある種”としている。

竹原市環境基本計画

発行日 令和3年11月

発行者 竹原市

編集 竹原市市民福祉部市民課

〒725 - 8666

広島県竹原市中央五丁目1番35号

TEL (0846) 22 - 2279

FAX (0846) 22 - 2280

E-mail shimin@city.takehara.lg.jp



竹原市環境基本計画

海、川、山、空、あでやかに、竹原市